

荒尾市広告付番号案内システム設置事業者募集要項

この要項は、荒尾市広告掲載事業実施要綱（平成20年告示第128号。以下「実施要綱」という。）及び荒尾市広告掲載基準に基づき、荒尾市役所本庁市民課の窓口で使用する行政情報、広告等を掲載した番号案内システム（以下「広告付番号案内システム」という。）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を公募するに当たり、募集の取扱い等に関し必要な事項を定める。

1 事業名称

荒尾市役所本庁市民課への広告付番号案内システム設置事業

2 本事業の目的

荒尾市役所本庁市民課窓口へ広告付番号案内システムを導入することにより、窓口業務の効率化等市民サービスの向上と広告掲載事業による自主財源の確保を行いながら、行政情報の発信と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 設置場所、設置期間等

設置場所	荒尾市役所本庁市民課窓口付近 ※別添「荒尾市役所1階平面図」に示すとおり。設置場所の詳細は設置事業者決定後、協議を行った上で、荒尾市が指定する。
設置期間	原則5年間。開始時期は令和8年7月1日からとする。 ただし、開始時期より早期に設置が可能である場合は、設置事業者決定後、協議を行った上で変更する。
運用日	原則開庁日の午前9時から午後4時まで

4 設置事業者の業務内容、設置する機器の仕様、広告等の表示方法

「荒尾市広告付番号案内システム関連機器及び当該機器設置等に係る仕様書」のとおり。

5 応募資格要件

本事業への申込みを希望する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができる事業者であること。
- (2) 官公署と契約等の実績を有していること。
- (3) 本業務と類似の実績を有していること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団のほか、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織として警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものでないこと。

6 必要経費

(1) 広告掲載料

7-(2)-カの提案書において納入可能な金額(月額、税別)を提示すること。なお、実際は納入可能額に納入時の消費税及び地方消費税の税率を加えたものとする。

(2) 行政財産使用料

荒尾市行政財産使用料条例(平成17年条例第3号)第3条の規定に基づき算出した額を納入すること。

(3) 本事業の実施に係る費用

広告付番号案内システム関連機器の設置・撤去(原状回復費を含む。)、保守運営及び維持管理、運用に要する経費(消耗品、電気使用料を含む。)をはじめ、広告主の募集、広告等の制作その他広告掲載事業の実施に要する費用

7 応募手続等

(1) 募集期間及び募集方法

令和8年3月5日(木)から令和8年3月19日(木)午後5時15分まで
荒尾市ホームページへの掲載により募集を行う。

(2) 提出書類

ア 荒尾市役所本庁市民課への広告付番号案内システム設置事業申込書(様式第1号)

イ 暴力団等との関係についての誓約書(様式第2号)

ウ 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)

エ 商業・法人登記に係る登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

オ 市税の滞納がないことを証する書類(市内に事業所等を有しない場合は、所在地の市町村で滞納がないことを証する書類)

カ 提案書(様式は問わないが、A4サイズで左綴じとし、ページ番号をつけること。)

※提案書には次の事項を記載のこと。

(ア) 設置機器等の仕様及び機能

(注) 荒尾市広告付番号案内システム関連機器及び当該機器設置等に係る仕様書に基づくこと。

(イ) 本事業と類似する事業に関し、3年以上の実績を有することを証する書類

(ウ) 広告主の募集方法

(エ) 広告内容の審査体制及び荒尾市への事前の提示方法

(オ) 行政情報及び広告映像の制作・放映方法

(カ) 保守点検、問題発生時の対応(機器の保守・点検体制、広告内容への苦情等、万一の事故時の補償等)

(キ) 広告掲載料の納入可能額(月額、税別)

(ク) 独自の提案・工夫等のアピールしたい事項

上記ア～カの書類については、原本1部、複写5部の計6部を提出すること。

(3) 提出先及び方法

上記(2)の提出書類をそろえて、郵送又は持参により下記に提出するものとする。

提出先 荒尾市役所市民環境部市民課

〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地

TEL: 0968-63-1302(直通)

郵送の場合は書留郵便で、令和8年3月19日(木)午後5時15分までに必着

(4) 応募に関する留意事項

- ア 応募に要する費用は、応募事業者の負担とする。
- イ 提出された書類等は、返還しないものとする。
- ウ 提出された書類等は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- エ (2)カの提案書について審査の過程で疑義が生じた場合には、質問事項を記載した書面を送付し、回答書の提出を求める場合がある。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 応募資格要件を満たしていない場合
- (2) 募集要項等で示した提出期日、提出先及び方法、提出書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

9 設置事業者の選定

提出された書類について失格事項に係る審査等を行った上で、提出された書類等をもとに以下の項目（選考委員1人あたり100点）を設け審査する。審査は荒尾市広告付番号案内システム設置事業者選定委員会を設置して行い、最低基準点（100点に選考委員人数を乗じたものの6割）を超え、かつ、最も得点の高いものを、設置事業者と選定するものとする。

なお、応募事業者が1事業者のみであった場合にも審査を行う。ただし、審査の結果、最低基準点を下回る場合は設置事業者として選定しない。

- (1) 設置機器等の仕様及び機能について（配点：20点 評価資料：7－（2）－カ（ア））
機器の機能は仕様を満たしているか、仕様を満たしながらシステム利用者の操作性、利便性の向上につながるような提案があるか
- (2) 業務実績について（配点10点 評価資料：7－（2）－カ（イ））
本事業と類似の広告付番号案内システム設置の実績があるか
- (3) 広告主の募集について（配点：15点 評価資料：7－（2）－カ（ウ））
募集する広告について、何割程度地元企業（荒尾市内に本店・本社がある企業）の広告を募集・掲載するかにより、地域経済の活性化につながるか
- (4) 広告内容の審査体制について（配点：10点 評価資料：7－（2）－カ（エ））
応募事業者において、社内基準・審査専門部署を設ける、弁護士等広告審査に関する専門家を配置するなど、有効な広告審査体制を整えているか
- (5) 行政情報及び広告の掲載について（配点：15点 評価資料：7－（2）－カ（オ））
行政情報の掲載時間が全放映枠のうち何割程度確保されているか、掲載内容、掲載方法等により来庁者の興味を引くような工夫がなされているか
- (6) 保守点検、問題発生時の対応について（配点：10点 評価資料：7－（2）－カ（カ））
定期点検の頻度はどの程度か、故障連絡から応急対応にどの程度時間を要するか
- (7) 広告掲載料について（配点：10点 評価資料：7－（2）－カ（キ））
荒尾市への広告掲載料の納入額がどのくらいか

- (8) その他独自の提案、工夫等について（配点：10点 評価資料：7－（2）－カ（ク））
（1）～（7）以外に市民サービスの向上に有効な独自の提案、工夫がなされているか

結果は応募事業者へ荒尾市広告付番号案内システム設置事業者決定通知書（様式第4号）及び荒尾市役所本庁市民課への広告付番号案内システム設置事業について（様式第5号）により通知するものとする。